

諮問番号：平成28年度諮問第32号
答申番号：平成28年度答申第30号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のとおり主張している。

- (1) 通院に係る移送費としてバス代片道2区間分の給付を申請したところ、原処分（生活保護法による保護の変更処分）により給付されたのは、月単位で利用期間を定め、一定の路線を除き自由に乗り降りできるバス乗車券（以下「本件パス」という。）の保有を前提としたバス代片道1区間分であったが、本件パスは、審査請求人が受診を希望する医療機関（以下「本件医療機関」という。）への通院のために購入したのではなく、また、本件審査請求の時点では、本件パスを保有しておらず、通院費用の捻出が困難となっている。

処分庁は、本件医療機関への通院を認めたのであれば、本件パスの所有の有無を問わず、片道2区間分の移送費の給付を認めるべきである。

また、処分庁が転院の期限を指定することも納得がいかない。

- (2) 本件医療機関には、面識があり、信頼のおける医師（以下「本件主治医」という。）がいるため受診したのだが、既に一定期間の治療が継続されているから、転院により病状の悪化が懸念され、その場合は、手術が必要であると言われている。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 当初は、審査請求人から本件医療機関への通院に当たり、本件パスを保有していることから、片道1区間分の移送費を給付して欲しいとの申請があり、本件医療機関は、比較的近距离に所在する医療機関ではないが、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費と同等の費用により通院することに着目し、比較的近距离に所在する医療機関の例外と位置付けて、通院に係る移送費を認定し、給付を行ったものであり、本件医療機関への通院を積極的に認めた事実はない。

そして、審査請求人が本件パスを保有できなくなったことにより、前記判断の前提が失われ、本件医療機関を比較的近距离に所在する医療機関の例外とは位置付けられず、また、通院に係る移送費の給付が認められる給付の範囲にも合致していないので、本来は給付対象とはならないところ、転院のための準備期間を与えることが相当と判断し、比較的近距离に所在する医療機関に通院する際の移送費と同程度の費用を給付することとしたのであって、原処分における処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

- (2) 審査請求人宅から徒歩及び自転車等で通院できる医療機関は存在しない一方、本件医療機関よりも近距离に所在し、本件医療機関よりも廉価（片道1区間分）で通院できる医療機関（以下「近隣医療機関」という。）が存在し、本件主治医及び実施機関医との協議により、近隣医療機関で審査請求人の病状に対応することが困難との事情は認められないことが確認されている。

第3 審理員意見書の要旨

1 審査請求人は、両変形性膝関節症等の治療のための通院が必要であるが、審査請求人の居住地からバスで片道1区間分の範囲内に、こうした傷病への対応が可能な近隣医療機関が存在するから、バスで片道2区間分を要し、審査請求人の居住地からの距離も近隣医療機関より遠い本件医療機関は、「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関」に該当しないし、本件主治医及び実施機関医が転院可能との見解を示しているから、「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合」にも当たらず、その通院に係る移送費は、給付が認められるための要件を満たしていない。

これを前提に、本件医療機関での治療を開始している審査請求人の転院に要する準備移行期間を考慮して、片道1区間分の移送費の給付を認めている原処分には、違法又は不当な点は認められない。

2 審査請求人は、処分庁が本件医療機関への通院を認めたのであれば、本件パスの所有の有無を問わず、片道2区間分の移送費の給付を認めるべきであると主張するが、当初は、審査請求人による本件パスの所有を前提に、本件医療機関への通院に係る費用が、審査請求人の居住地に比較的近距离に所在する医療機関に移送を行ったものとして算定される最小限度の実費と同等となるため、片道1区間分の移送費の給付を認める処分が行われたことが認められる。

これに対し、審査請求人が本件パスを所有しないこととなった原処分時においては、この前提が失われ、本来は給付の要件を満たしていないものの、準備移行期間を考慮して、引き続き片道1区間分の移送費の給付を特に認めることとしたのであって、こうした経緯からすると、審査請求人の主張は採用することができない。

また、審査請求人は、本件主治医との信頼関係の存在、転院による病状悪化の懸念や、手術の可能性といった事情を考慮すれば、通院に係る移送費は満額給付されるべきと主張するが、前記1のとおり、本件主治医等は転院が可能との見解を示し、手術は近隣医療機関でも可能であるから、その主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年2月23日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月28日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の変更の申請に対する決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、通院に係る移送費の給付は、「療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うもの」とされ、受診する医療機関は、原則として「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関」に限るものとされている。

この「比較的近距离」という文言の意味からすれば、通院に係る移送費の給付

の対象となる医療機関は、要保護者の居住地等と医療機関との距離という観点から複数の医療機関を比較検討して判断すべきものであると解するのが相当である。

ただし、傷病等の状態により、「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合」には、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められることがある。

これを本件についてみると、審査請求人の居住地からの距離が本件医療機関よりも近く、バスの乗車区間も半分の1区間分で済む近隣医療機関が存在し、かつ、審査請求人は、本件医療機関以外の医療機関への転院が可能であるとされるから、本件医療機関は、「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関」には該当しないし、審査請求人の傷病等の状態により、「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合」にも該当しないことが明らかであって、本件医療機関は、通院に係る移送費の給付が認められるための要件を満たしてはいないというべきである。

もっとも、こうした事情は、本件パスの活用を前提として、近隣医療機関に通院する場合と同等の料金で通院できることを理由に、片道1区間分の給付が認められた当初の処分の際にも異なるところはなかったといえ、同様の事情の下でも当初の処分が認められたのは、審査請求人が本件パスの保有を申告の上、本件医療機関への通院に係る移送費の給付を求めたことに対し、本件パスの活用により、その費用が近隣医療機関に通院する場合の移送費と同等となることから、特に認められたものというべきであって、こうした本件パスの保有と活用という前提を欠く場合には、原則に立ち返って、国の定める前記基準に従って判断するほかなく、それによれば、本件医療機関への通院に係る移送費の給付が認められるための要件が満たされていないことは、前記のとおりである。

そして、処分庁は、このように給付のための要件が満たされていないとしつつも、本件医療機関での治療を既に開始している審査請求人の転院のための準備移行期間を考慮し、引き続き、従来通り片道1区間分の移送費の給付を認めているところであり、こうした原処分の判断に特に不合理な点は認められず、これを違法、不当ということはできない。

加えて、審理員の審理手続も適正なものと認められ、これを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長)	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	八	代	眞	由美